

岩手県医療局管理規程第7号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 職員の研修（医師に係る研修を除く。）及び福利厚生に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部及び医療情報管理部を置く。</p> <p>2 中央病院の診療部に診療センター及び病理診断センターを置く。</p> <p>3 中央病院の診療部、診療センター、病理診断センター、中央放射線部及び中央手術部に別表第2に掲げる診療科を置く。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 中央病院の地域医療支援部に次の科を置く。</p> <p>(1) 地域医療支援科</p> <p>(2) 健康管理科</p> <p>7 [略]</p> <p>8 中央病院の医療情報管理部に医療情報管理科を置く。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p>	<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 職員の能力開発（医師に係る能力開発を除く。）及び福利厚生に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全管理部を置く。</p> <p>2 中央病院の診療部に脳神経センター、呼吸器センター、消化器センター、循環器センター、腎センター、小児・周産期センター（以下「脳神経センター等」という。）及び病理診断センターを置く。</p> <p>3 中央病院の診療部、脳神経センター等、病理診断センター、中央放射線部及び中央手術部に別表第2に掲げる診療科を置く。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>

<p>12 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</p>	<p>10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、<u>大船渡病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</u></p>
13 [略]	11 [略]
14 [略]	12 [略]
15 [略]	13 [略]
16 [略]	14 [略]
<p>(病院の分掌事務)</p>	<p>15 <u>宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療安全管理室を置く。</u></p> <p>(病院の分掌事務)</p>
<p>第12条の2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第12条の2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること（中央放射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。）。</p>	<p>(1) <u>診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること（中央放射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。）。</u></p>
2 [略]	(2) <u>集中治療に関すること。</u>
3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。	(3) <u>公衆衛生活動に関すること。</u>
(1)・(2) [略]	(4) <u>健康相談及び健康教育に関すること。</u>
(3) <u>集中治療に関すること。</u>	2 [略]
(4) [略]	3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。
(5) [略]	(1)・(2) [略]
(6) <u>部に所属する器械備品等の保管に関すること。</u>	(3) [略]
(7) [略]	(4) [略]
4・5 [略]	(5) <u>部に属する器械備品等の保管に関すること。</u>
6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。	(6) [略]
(1) [略]	4・5 [略]
(2) <u>公衆衛生活動に関すること。</u>	6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
	(1) [略]
	(2) <u>地域医療機関との連携に関すること。</u>
	(3) <u>診療応援及び医師の派遣に関すること。</u>
	(4) <u>緊急時の現場医療の確保に関すること。</u>
	(5) <u>医療器械の共同利用に関すること。</u>
	(6) <u>部に属する器械備品等の保管に関すること。</u>
	(7) <u>前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。</u>

7 [略]

8 医療情報管理部の分掌事務は、次のとおりとする。
医療情報の管理及び提供に関すること。

9 診療センターの分掌事務は、次のとおりとする。
成人病の高等専門医療に関すること。

10 [略]

11 診療科の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) [略]
(2) 人間ドック及び集団健康診断に関すること（健康管理科の所掌するものを除く。）。
(3)～(10) [略]

12 [略]

13 地域医療支援科の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 地域医療機関との連携に関すること。
(2) 診療応援及び医師の派遣に関すること。
(3) 緊急時の現場医療の確保に関すること。
(4) 医療器械の共同利用に関すること。
(5) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

7 [略]

8 医療情報管理企画部の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 医療情報の管理及び提供に関すること。
(2) 業務の企画及び経営分析に関すること。
(3) 病歴管理に関すること。
(4) 医学統計に関すること。
(5) 図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。
(6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、臨床情報に関すること。

9 脳神経センターの分掌事務は、次のとおりとする。
脳神経疾患の高度専門医療に関すること。

10 呼吸器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
呼吸器疾患の高度専門医療に関すること。

11 消化器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
消化器疾患の高度専門医療に関すること。

12 循環器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
循環器疾患の高度専門医療に関すること。

13 腎センターの分掌事務は、次のとおりとする。
腎及び尿路疾患の高度専門医療に関すること。

14 小児・周産期センターの分掌事務は、次のとおりとする。
小児及び周産期疾患の高度専門医療に関すること。

15 [略]

16 診療科の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) [略]
(2) 人間ドック及び集団健康診断に関すること。
(3)～(10) [略]

17 [略]

<p>14 <u>健康管理科の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>人間ドックに関すること（診療科の所掌するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>集団健康診断に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>健康相談及び健康教育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>科に属する器械備品等の保管に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、健康管理に関すること。</u></p>	
<p>15 [略]</p>	<p>18 [略]</p>
<p>16 <u>医療情報管理科の分掌事務は、次の各号（磐井病院の医療情報管理科にあつては、第5号を除く。）に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>19 <u>医療情報管理科の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>
<p>17 <u>事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>別表第3の左欄に掲げる病院にあつては、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>別に定める未収金、診療契約に係る利用料等及び職員の給与等から控除する公舎料等の徴収</u></p>	<p>20 <u>事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあつては、第14号に規定する経営分析を除く。）とする。</u></p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>別表第3の左欄に掲げる病院にあつては、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び職員の給与等から控除する公舎料等の徴収</u></p>
<p>18 [略]</p>	<p>21 [略]</p>
<p>19 [略]</p>	<p>22 [略]</p>
<p>20 [略]</p>	<p>23 [略]</p>
<p>21 [略]</p>	<p>24 [略]</p>
<p>22 [略]</p>	<p>25 [略]</p>
<p>23 [略]</p>	<p>26 [略]</p>
<p>24 [略]</p>	<p>27 [略]</p>
<p>25 [略]</p>	<p>28 [略]</p>
<p>26 [略]</p>	<p>29 [略]</p>
<p>27 [略]</p>	<p>30 [略]</p>
<p>28 [略]</p>	<p>31 [略]</p>
<p>29 [略]</p>	<p>32 [略]</p>
<p>30 [略]</p>	<p>33 [略]</p>
<p>31 [略]</p>	<p>34 [略]</p>
	<p>35 <u>医療安全管理部又は医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>医療の安全管理に関すること。</u></p>

<p>第13条 別表第4の左欄に掲げる病院の事務局に同表中欄に掲げる課及び室並びに同表右欄に掲げる係を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 中央病院の<u>地域医療支援部</u>に<u>業務係</u>を置く。</p> <p>4 [略] (病院の長等)</p> <p>第14条 [略]</p>	<p>第13条 別表第4の左欄に掲げる病院の事務局に同表中欄に掲げる課及び同表右欄に掲げる係を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 中央病院の<u>医療情報管理企画部</u>に<u>業務企画室及び医療情報管理室</u>を置く。</p> <p>4 [略] (病院の長等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>病院に、必要に応じ、統括副院長を置くことがある。</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副院長は、院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。 (救命救急センター長及び副救命救急センター長)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2 救命救急センターに<u>副救命救急センター長</u>を置く。</p> <p>3・4 [略] (部長及び部次長)</p>	<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>統括副院長又は副院長は、院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u> (救命救急センター長及び副救命救急センター長)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2 救命救急センターに、<u>必要に応じ、副救命救急センター長を置くことがある。</u></p> <p>3・4 [略] (部長及び部次長)</p>
<p>第15条 [略]</p> <p>2 中央病院の部に<u>部次長</u>を置く。</p> <p>3・4 [略] (<u>診療センター長等</u>)</p> <p>第15条の2 中央病院の<u>診療センター</u>に<u>診療センター長</u>を置く。</p>	<p>第15条 [略]</p> <p>2 中央病院の部に、<u>必要に応じ、部次長を置くことがある。</u></p> <p>3・4 [略] (<u>脳神経センター長等</u>)</p> <p>第15条の2 中央病院の<u>脳神経センター</u>に<u>脳神経センター長</u>を、<u>呼吸器センター</u>に<u>呼吸器センター長</u>を、<u>消化器センター</u>に<u>消化器センター長</u>を、<u>循環器センター</u>に<u>循環器センター長</u>を、<u>腎センター</u>に<u>腎センター長</u>を、<u>小児・周産期センター</u>に<u>小児・周産期センター長</u>を置く。</p>
<p>2 [略]</p> <p>3 <u>診療センター長又は病理診断センター長は、上司の命を受け、診療センター又は病理診断センターの事務を掌理する。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>3 中央病院の<u>脳神経センター</u>に<u>副脳神経センター長</u>を、<u>呼吸器センター</u>に<u>副呼吸器センター長</u>を、<u>消化器センター</u>に<u>副消化器センター長</u>を、<u>循環器センター</u>に<u>副循環器センター長</u>を、<u>腎センター</u>に<u>副腎センター長</u>を、<u>小児・周産期センター</u>に<u>副小児・周産期センター長</u>を、それぞれ必要に応じ置くことがある。</p> <p>4 <u>脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長(以下「脳神経センター長等」という。)</u>又は<u>病理診断センター長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、脳神経センター等又は病理診断センターの事務を掌理する。</u></p>

	<p>5 <u>副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長又は副小児・周産期センター長</u>は、<u>脳神経センター長等を補佐し、脳神経センター長等に事故があるとき、又は脳神経センター長等が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>
(科長等)	(科長等)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 栄養管理室に室長を置く。	2 栄養管理室及び医療安全管理室に室長を置く。
3 [略]	3 [略]
4 薬剤科、臨床心理科及び栄養管理室に、必要に応じ、科次長又は室次長を置くことがある。	4 薬剤科、臨床心理科、 <u>栄養管理室及び医療安全管理室</u> に、必要に応じ、科次長又は室次長を置くことがある。
5～7 [略]	5～7 [略]
(課長等)	(課長等)
第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、 <u>室に室長及び主査を、係に係長を置く。</u>	第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、係に係長を置く。
2 中央病院の <u>地域医療支援部の業務係に係長</u> を置く。	2 中央病院の <u>医療情報管理企画部の業務企画室及び医療情報管理室に室長</u> を置く。
3 <u>室</u> に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。	3 <u>中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室に業務企画主査</u> を置く。
4 <u>課又は室</u> を置かない病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くことがある。	4 <u>中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室</u> に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。
5 [略]	5 <u>課</u> を置かない病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くことがある。
6 [略]	6 [略]
7 [略]	7 [略]
8 [略]	8 [略]
9 [略]	9 [略]
10 [略]	10 [略]
11 医療相談室長の職務については、 <u>第9項</u> の規定を準用する。	11 [略]
12 [略]	12 医療相談室長の職務については、 <u>第10項</u> の規定を準用する。
13 事務局に、特に必要がある場合においては、主任を置くことがある。	13 [略]
14 <u>課又は室</u> を置く事務局の主任の職務については、 <u>第10条第2項</u> の規定を準用する。	14 <u>中央病院の医療情報管理企画部及び事務局</u> に、特に必要がある場合においては、主任を置くことがある。
15 <u>課又は室</u> を置かない事務局の主任の職務については、 <u>第9項</u> の規定を準用する。	15 <u>中央病院の医療情報管理企画部及び課</u> を置く事務局の主任の職務については、 <u>第10条第2項</u> の規定を準用する。
	16 <u>課</u> を置かない事務局の主任の職務については、 <u>第10項</u> の規定を準用する。

<p>(病院付及び部付)</p>	<p>(<u>上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員</u>)</p>
<p>第22条 第14条から前条までに定めるもののほか、病院に病院付を、中央病院の診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部及び医療情報管理部に部付を置くことがある。</p>	<p>第22条 <u>医療安全管理部及び医療安全管理室に上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員を置く。</u></p> <p>2 <u>上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員は、上司の命を受け、部又は室の所属事務を処理する。</u></p> <p>(病院付及び部付)</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(病院附属診療所)</p>	<p>(<u>地域診療センター</u>)</p> <p>第24条 <u>地域診療センターに地域診療センター長を置く。</u></p> <p>2 <u>地域診療センターに、必要に応じ、副地域診療センター長を置くことがある。</u></p> <p>3 <u>地域診療センターに、必要に応じ、地域診療センター医長を置くことがある。</u></p> <p>4 <u>地域診療センターに事務長を置く。</u></p> <p>5 <u>地域診療センターに、必要に応じ、地域医療支援主査を置くことがある。</u></p> <p>6 <u>地域診療センターに看護総括師長を置く。</u></p> <p>7 <u>地域診療センター長は、主管病院の長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>副地域診療センター長は、地域診療センター長を補佐し、地域診療センター長に事故があるとき、又は地域診療センター長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>9 <u>地域診療センター医長の職務については、第16条第6項の規定を準用する。</u></p> <p>10 <u>事務長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの所属事務を処理する。</u></p> <p>11 <u>主査の職務については、第9条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>12 <u>看護総括師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの所属事務を処理する。</u></p> <p>(診療所)</p>
<p>第23条 病院附属診療所に診療所長を置く。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第25条 <u>診療所に診療所長を置く。</u></p> <p>2 [略]</p>

別表第2 (第12条関係)

1 岩手県立中央病院

部	センター	診療科
診療部	診療センター	神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科
		[略]
		総合内科、血液内科、腎臓内科、精神科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科、ペインクリニック科、内視鏡科
[略]		
中央手術部		麻酔科、ICU科

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科
岩手県立南光病院	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、神経科、リハビリテーション科、歯科
[略]	
岩手県立千厩病院	[略]
[略]	

別表第2 (第12条関係)

1 岩手県立中央病院

部	センター	診療科
診療部	脳神経センター	神経内科、脳神経外科
	呼吸器センター	呼吸器科、呼吸器外科
	消化器センター	消化器科、消化器外科、内視鏡科
	循環器センター	循環器科、心臓血管外科
	腎センター	腎臓内科、泌尿器科
	小児・周産期センター	小児科、小児外科、産婦人科
		[略]
		総合内科、血液内科、精神科、外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、ペインクリニック科、がん化学療法科、ICU科、健康管理科
[略]		
中央手術部		麻酔科

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科
岩手県立南光病院	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、神経科、リハビリテーション科
[略]	
岩手県立千厩病院	[略]
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

中央病院	沼宮内病院 紫波病院
[略]	
磐井病院	南光病院 <u>千厩病院</u> 花泉病院 大東病院
[略]	

別表第4（第13条、第21条関係）

病院名	課及び室	係及び主査
岩手県立中央病院	業務管理室	業務管理主査
	総務課	[略]
	医事課	[略]
岩手県立大船渡病院 岩手県立二戸病院	[略]	[略]
岩手県立北上病院 <u>岩手県立磐井病院</u>	[略]	[略]
[略]		
[略] 岩手県立千厩病院	[略]	[略]
[略]		

別表第3（第12条の2関係）

中央病院	沼宮内病院
[略]	
磐井病院	南光病院 <u>千厩病院</u> 大東病院
[略]	

別表第4（第13条、第21条関係）

病院名	課	係及び主査
岩手県立中央病院	総務課	[略]
	医事課	[略]
岩手県立大船渡病院 <u>岩手県立磐井病院</u> 岩手県立二戸病院	[略]	[略]
岩手県立北上病院	[略]	[略]
[略]		
[略] <u>岩手県立千厩病院</u>	[略]	[略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。